

◎佐賀県条例第36号

佐賀県ものづくり人財創造基金条例

(設置)

第1条 本県には近代産業技術を国内でいち早く取り入れる等これまでものづくりを大切にしてきたという伝統があり、これを将来にわたり引き継ぐ必要があることから、ものづくりを再評価する機運の醸成、人材の育成、技術開発及び技能伝承を一体的に取り組むことにより、これまで以上に技術又は技能を持つ人が尊敬され、及び若者が誇りと自信を持ちものづくりに従事する社会の実現を図り、もって製造業等ものづくり産業を振興するため、佐賀県ものづくり人財創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条の目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。